令和８年西東京市教育委員会第７回定例会会議録

１　日　　時　　令和８年７月21日（火）
開会　午後２時00分　　閉会　午後２時52分

２　場　　所　　田無庁舎５階　503会議室

３　付議事件　　別紙議事日程のとおり

４　出席委員

教育長	後藤　彰
教育長職務代理者	服部　雅子
委員	今井　ゆみ
委員	宍戸　鈴子
委員	安江　勝信
委員	佐藤　忠彦

５　出席職員

教育部長	佐野　剛
地域学習推進担当部長	早川　礼成
教育企画課長	飯島　陽子
学務課長	大谷　健
教育部主幹（学務課）	稲村　敬史
教育指導課長	鈴木　壮平
教育部主幹（教育指導課）	山崎　新平
統括指導主事	高野　郁子
指導主事	佐伯　豊明
指導主事	内藤　幸雄
教育支援課長	宮崎　洋子
地域学習推進課長	古川　謙一
公民館長	近藤　直
図書館長	福所　良幸

６　欠席職員　　指導主事　岩元　龍一郎
７　事務局　　教育企画課長補佐兼庶務係長　佐々木　通
８　傍聴人　　２人

令和８年西東京市教育委員会第７回定例会議事日程

日　時　　令和８年７月 21 日（火）午後２時から
場　所　　田無庁舎５階　503 会議室

第 １　会議録署名委員の指名
第 ２　議案第 34 号　令和９年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
第 ３　議案第 35 号　下野谷遺跡に係る国史跡追加指定についての専決処分について
第 ４　報 告 事 項　(1) 令和８年西東京市議会第２回定例会報告（教育関係）
(2) 学校医等の委嘱について
(3) 令和７年度教育相談状況
(4) 令和７年度不登校児童・生徒に関する調査報告
(5) 令和８年度西東京市図書館特別整理休館及び臨時休館について
第 ５　そ　の　他

西東京市教育委員会会議録

令和８年第７回定例会
（７月21日）

午　後　２　時　00　分　開　会

議事の経過

○後藤教育長　ただいまから令和８年西東京市教育委員会第７回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出があったため、傍聴希望者の入場を許可します。

〔傍聴者入場〕

日程第１　会議録署名委員の指名を行います。本日は佐藤委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○後藤教育長　それでは、本日は佐藤委員にお願いいたします。

○後藤教育長　日程第２　議案第34号　令和９年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事　それでは、私から、議案第34号　令和９年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第６号及び西東京市教育委員会事務委任規則第２条第10号並びに学校教育法附則第９条に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。なお、特別支援学級教科用図書につきましては毎年採択することになっております。

本議案は、令和９年度に特別支援学級設置校ごとに教科用図書を採択するものでございます。この特別支援学級の教科用図書につきましては、学校教育法附則第９条に規定する特別支援学級の教科用図書使用の特例で、文部科学省の検定外の図書でも使用することができることとなっております。これは、特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達の段階等に合わせた指導を行うためでございます。

それでは、まず、採択の流れについて説明いたします。

はじめに、特別支援学級設置校ごとに校長を中心とした教科用図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で令和９年度に使用する教科用図書の調査・研究を行い、調査資料を作成しました。

次に、教科用図書調査委員会を開催し、各学校の教科用図書研究会から提出された学校別の調査資料について調査・研究をいたしました。教科用図書調査委員会の委員は、特別支援学級設置校の校長等12人と、各校長から推薦された教諭等12人の計24人で構成されております。

委員会での調査項目につきましては、内容、構成・分量、表記・表現上の使用及び便宜の３点とし、児童・生徒の発達の段階や能力、特性などの実態に応じて適切に教科用図書を選定しているかについて検討を行いました。その際、児童・生徒の発達の状況や取り扱う内容の範囲などについても、小学校、中学校ごとだけでなく、小・中学校間でも検討し、報告書を作成して教育長に提出いたしました。

次に、教科用図書一覧の記載内容について、例を挙げて説明いたします。

特別支援学級では、西東京市立小・中学校採択教科用図書だけでなく、児童・生徒の実態に応じて、特別支援学校の知的障害部門で使用されている文部科学省著作教科書や、一般の図書からの選定が可能となっております。

恐れ入りますが、１ページ、田無小学校特別支援学級（知的障害学級）を御覧ください。算数の第２学年から第５学年にある同成社の「ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」」は一般の教科書でありますが、特別支援学校等での学びに合わせた内容の図書でございます。

続きまして、11ページの田無第一中学校（知的障害学級）を御覧ください。国語の第１学年は、東京書籍の「国語　☆☆☆☆」と記載されております。この図書は文部科学省著作教科書であり、知的障害の特別支援学校で使用されているものでございます。同じく田無第一中学校ですが、同ページ中ほどの音楽を御覧ください。このように、西東京市立中学校採択教科用図書に準ずるとして、通常の学級と同じ教科用図書を使用することとしている教科もございます。特に道徳については、全ての小・中学校において西東京市小・中学校採択教科書に準ずるとして検定教科書を選定しており、内容項目を落とさず系統的に指導するために活用することとしております。

次に、昨年度との主な変更点について説明いたします。

１ページからの田無小学校知的障害特別支援学級についてでございます。恐れ入りますが、１ページ下段から続く生活について、２ページ目、第６学年のものにつきまして、昨年度まで使用しておりました「はじめての　日本のれきし　えほん」を採択していたところですが、当該の図書について供給が終了したため、児童の実態を踏まえ、東京書店「すべては姿かたちにあらわれる！　日本の歴史生活図鑑ビジュアルブック」を選定することといたしました。

なお、本町小学校、けやき小学校におきましても、同様の理由による選定をすることとしております。

次に、４ページの東小学校知的障害特別支援学級についてでございます。恐れ入りますが、４ページを御覧ください。東小学校においては中学校と指導内容を共有し、系統性の確認を行った上で、図画工作においては、昨年度までは「はじめてきるほん　かみであそぼう　おりがみえあそび」を採択しておりましたが、第４学年で「はじめてのこうさくあそび」、第５学年以上は下学年対応の検定教科書を選定することといたしました。

次に、８ページからの住吉小学校知的障害特別支援学級でございます。恐れ入りますが、９ページ上段を御覧ください。住吉小学校におきましては、生活の年間指導計画を見直し、低学年で手先の巧緻性、中学年で季節や調理など、高学年で人間関係を深めるソーシャルスキルトレーニングに関する内容を中心とした教科用図書を選定することといたしました。

続きまして、中学校について御説明いたします。

13ページからのひばりが丘中学校知的障害特別支援学級についてでございます。恐れ入りますが、13ページ中ほどを御覧ください。理科、第２・第３学年について、昨年度は第２学年で「米村でんじろうのＤＶＤでわかるおもしろ実験！！」、第３学年で「カラーブック理科資料（2026年度用）」を採択しておりましたが、昨年度から資料集を活用した学びを実施していることを受け、今年度は第２・第３学年で「カラーブック理科資料（2027年度用）」を選定することといたしました。

次に、14ページからの青嵐中学校知的障害特別支援学級についてでございます。恐れ入りますが、14ページ上段を御覧ください。国語についてでございます。昨年度までは、全ての学年において「くらしに役立つ国語」を採択しておりましたが、第２学年以上では下学年対応の検定教科書を選定することといたしました。

知的障害特別支援学級における教科用図書の調査委員会報告書に係る主な変更点については以上でございます。

最後に、自閉症・情緒障害学級の教科用図書について説明いたします。

自閉症・情緒障害学級では、知的障害のない児童・生徒が人間関係や集団参加など、社会性を学んでおります。各教科の授業につきましては通常の学級と同様の内容を実施しております。このことから、17ページ、18ページの小学校、中学校の欄にお示ししておりますとおり、使用する教科用図書につきましては西東京市において採択された通常の学級と同様のものとなります。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○後藤教育長　説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第34号　令和９年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――――

○後藤教育長　日程第３　議案第35号　下野谷遺跡に係る国史跡追加指定についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○古川地域学習推進課長　それでは、議案第35号　下野谷遺跡に係る国史跡追加指定についての専決処分につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。

提案理由でございます。下野谷遺跡の国史跡としての追加指定につきまして、文化財保護法の規定に基づいて国に対して手続を進めるに当たり、用地所有者や文化庁との調整の結果、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的な余裕がなかったため、西東京市教育委員会事務委任規則第５条の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同規則第６条の規定によりこれを報告するものでございます。

恐れ入りますが、資料をおめくりください。２枚目、こちらが専決処分書になります。

内容につきましてはもう１枚おめくりいただき、表題、下野谷遺跡に係る国史跡追加指定についてとしております資料を御覧ください。

中段１、国指定として追加指定する範囲でございます。この度、１に記載する所在地の地権者の方から史跡指定についての同意をいただいたことに伴いまして、該当地の追加指定に向けた諸手続を進めていくものでございます。

次に、２、国史跡として既に指定されている範囲に記載しております１万4,721.89平方メ

ートルにつきましては、平成27年度の当初指定、さらに平成28年度以降の追加指定によりまして、既に国史跡の指定を受けている部分でございます。

最後に、３、国史跡として保護を要する範囲に記載しております約２万4,000平方メートルにつきましては、これまでの国史跡としての保護を要する価値があると評価をいただいた範囲２万2,000平方メートルに、今回の指定部分約2,000平方メートルを加えたものでございます。

今回の追加指定により、既存の指定部分と併せまして遺跡の保存・活用を進めてまいりたいと考えております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○後藤教育長　説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第35号　下野谷遺跡に係る国史跡追加指定についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

――――――――――――――――――――――――――――――――

○後藤教育長　日程第４　報告事項に入ります。質疑は後ほど２回に分けて行いたいと存じます。

報告事項　（１）令和８年西東京市議会第２回定例会報告（教育関係）、説明をお願いいたします。

○佐野教育部長　それでは、私のほうから、令和８年第２回西東京市議会定例会に関しまして報告をいたします。

お手元の報告資料を御覧ください。

日程につきましては、令和８年６月５日から６月23日まで、会期19日間で開催されております。

条例等付議案件につきましては、ございませんでした。

請願・陳情関係につきましては、公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情が不採択となっております。

一般質問につきましては、資料、表紙裏面の目次を御覧ください。６月８日から６月11日までの４日間で行われ、教育関係では22名の議員から52本の質問をいただきました。それを項目でまとめたものが、目次の１から18となってございます。主な項目でございますが、小・中学校の建替えについて、熱中症対策について、不登校支援について、学校教育の充実について、特別支援教育について、下野谷遺跡について、社会教育委員の会議についてなどの質問をいただきました。

詳細につきましては、後ほど１ページから12ページの資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○後藤教育長　ありがとうございました。

次に、報告事項　（２）学校医等の委嘱について、説明をお願いいたします。

○大谷学務課長　報告事項　（２）学校医等の委嘱について、報告をさせていただきます。

本件につきましては、学校保健安全法第23条に基づき、西東京市薬剤師会の推薦により学校薬剤師を委嘱するものでございます。

現在の委嘱期間につきましては、令和７年４月１日から令和９年３月31日までの２か年となっておりますが、上段の表にございます中尾薬剤師から令和８年６月30日をもって辞職する旨の届出が西東京市薬剤師会よりございましたため、これを受理した後、改めて西東京市薬剤師会から御推薦いただいた下段の表の宮川薬剤師を令和８年７月１日付にて新たに委嘱させていただいたものでございます。

報告は以上でございます。

○後藤教育長　報告事項　（１）及び（２）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○今井委員　定例会報告５ページ、８番、子どもの居場所づくりについてですが、「先行自治体の視察も実施した」というふうに書いてあるのですけれども、どこの自治体を視察したのですかということと、その視察をした後に西東京市で実際に取り入れられそうなところがあったかどうか、その辺を教えてください。

○古川地域学習推進課長　お答えいたします。まず、視察を行った自治体でございます。三鷹市の小学校に視察させていただいております。こちらのほうは朝の居場所として７時30分から校門を開けまして、校庭の見守りをシルバー人材センターに委託をして行うという事業を実施しているところでございます。特に申込み制ではなく、当日かなりの、時間がたつにつれて多くの児童が来ていたというところで内容を把握してございます。

今後につきましては、安全管理ですとか事故が起こった場合の対応、それからまた見守る人員の体制といったところを、先行自治体の取組を参考にしながら検討を進めていくという予定になっております。

以上でございます。

○服部教育長職務代理者　２点です。

１ページの西東京市の教育についてのところで、③の「子どもたちの読書環境の向上に努めており」の後で、「企業と連携して『おでかけおはなし会』の実施」とあり、また、そういったこととの連携というのが書かれていたと思いますので、その点を教えてください。

もう一つは、９ページの学校教育におけるＩＣＴの活用について、答弁の中で、「校長会への意見聴取を行った」とありますので、校長会で校長先生方がＩＣＴの導入についてどのような御意見を出しておられたか、わかる範囲で教えてください。

○福所図書館長　私からは、図書館と企業の連携についてお答えいたします。本市柳沢四丁目にございますＭＵＦＧ　ＰＡＲＫ、こちらのまちライブラリーにおいて、図書館による「おでかけおはなし会」を開催いたしました。こういったところでの連携となります。

私からは以上です。

○高野統括指導主事　教科書のデジタル化についてでございます。こちらは校長会にお話を伺いましたところ、中学校では各教科からの専門的な視点から美術や家庭科、それから技術関係の教科についてはデジタルのほうがよいという意見が出されておりました。また、英語についてもデジタルが妥当という意見でございます。数学については単元によるという意見が

出されておりました。小学校については各教科とも両方使えるといいなという意見が出ているところでございます。

以上でございます。

○服部教育長職務代理者　ありがとうございました。

○後藤教育長　ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

次に、報告事項　（３）令和７年度教育相談状況、の説明をお願いいたします。

○宮崎教育支援課長　それでは、令和７年度教育相談の状況について報告いたします。

資料を御覧ください。

１、相談種別ごとの状況についてです。表の左側は相談種別、その右側に相談件数、相談回数、主な相談内容及び件数となっております。

はじめに、一般教育相談でございます。相談者が庁舎の教育相談センターに来室し、臨床心理士の相談員、心理カウンセラーが受ける相談でございます。令和７年度は657件の相談があり、そのうち333件が新規相談となっております。件数の前年度といたしましては７件、約１％増加しております。相談回数は8,793回です。全件数のうち302件が令和７年度中に終結しております。主な相談内容は、不登校、教育支援センター入室関係の相談、学業不振などとなっております。

次に、電話相談でございます。電話相談は相談者が教育相談センターに電話し、電話のみで行われる相談で、心理カウンセラーが受けるものでございます。令和７年度の相談件数は172件で、前年度比58件、約25％減少しております。主な相談内容は、不登校、学業不振、情緒不安定などとなっております。

次に、緊急・臨時相談でございます。主に学校の管理職や教員からの相談、また、子ども家庭課や児童相談所などほかの関係機関からの連絡調整時に受け、主に教育支援課心理技術職員が受ける相談でございます。令和７年度の相談件数は128件で、前年度比103件、約45％減少しております。相談回数は663回、主な相談内容は、不登校、情緒不安定、虐待などとなっております。

次に、スクールソーシャルワークでございます。スクールソーシャルワーカーを学校に定期及び随時派遣し、スクールソーシャルワーカーが学校から受けた相談でございます。令和７年度の相談件数は1,901件で、前年度比901件、約1.9倍、相談回数は１万1,373回で、前年度比約1.8倍となっております。主な相談内容は、不登校、おちつきなし、しつけ・育て方などとなっております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和７年度から小学校、中学校ともにヤングケアラー調査に係る面接を開始したことが、件数、回数の増加となったものでございます。

最後に、令和７年度の教育相談全体の件数は2,858件で、前年度比747件、約1.35倍の増加、回数は２万1,129回で、前年度比4,164回、約1.25倍の増加となっております。

裏面は、相談種別・主訴別　集計表でございます。各相談の件数、回数の詳細でございます。

報告は以上でございます。

○後藤教育長　ありがとうございました。

次に、報告事項　（４）令和７年度不登校児童・生徒に関する調査報告、の説明をお願いいたします。

○宮崎教育支援課長　それでは、令和７年度不登校児童・生徒に関する調査報告、でございます。

資料を御覧ください。

１、学年別不登校件数（３年比較）でございます。不登校件数は、令和７年度に30日以上欠席した児童・生徒のうち不登校を理由とするもので、病気や経済的理由によるものは除く件数でございます。

小学校につきましては176件、前年度比10件、６％の増加となっております。中学校につきましては280件、前年度比３件、１％の減少となっております。令和７年度の小学校と中学校の不登校児童・生徒の合計は456件となっており、前年度比７件、約1.6％の増加となっております。

次に、２、対策でございます。

（１）不登校児童・生徒に関する相談・支援・指導等の状況につきましては、重複ありの数字となっております。左から２番目の教育支援センターとは、本市に２か所あるスキップ教室でございます。ここでは、時間割に沿って学習、運動、遠足などの活動を行う学校生活に近い取組をしております。その右側のニコモルームは週３日開室している居場所であり、臨床心理士などの相談員と一緒に過ごし、イベントや家庭訪問なども行っております。さらに、その右側のニコモテラスは、体験フリースペースとして週２回開室しており、予約なしに利用できる場所でございます。継続してつながる場所を見つける手伝いをすることが目的となっております。一番右側の教育相談センターは、庁舎で行っている教育相談のことでございます。その他の関係機関とは、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭課、医療機関等でございます。件数はそれぞれの相談・支援・指導等を受けた不登校の児童・生徒数でございます。

（２）は、令和７年度中１不登校未然防止委員会の開催状況等でございます。中１不登校未然防止委員会は、小学校から中学校にかけて増加すると言われる不登校に対し未然に防止する対策を検討する委員会でございます。全小・中学校から教育支援コーディネーター等が参加し、教育委員会の関係職員も参加しております。令和７年度は４回開催いたしました。小学校時代に不登校傾向であった中学１年生の生徒について、小学校が作成した小中連携シートをもとに、小学校と中学校の教員が情報共有等を行いました。不登校時代の具体的な支援の状況を中学校の教員が知る機会となり、中学校で効果的な支援を行うためのヒントを得られるとの感想をいただいております。

報告は以上でございます。

○後藤教育長　ありがとうございました。

次に、報告事項　（５）令和８年度西東京市図書館特別整理休館及び臨時休館について、の説明をお願いいたします。

○福所図書館長　報告事項　（５）令和８年度西東京市図書館特別整理休館及び臨時休館について、報告いたします。

この度、西東京市図書館において特別整理休館などの臨時休館日を定め、また休館日を変更する必要があることから、西東京市図書館設置条例施行規則第４条の規定並びに西東京市教育委員会事務委任規則第２条の規定に基づき教育長決裁といたしましたので、これを報告するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。

１、令和８年度西東京市図書館特別整理休館についてでございます。

蔵書点検等の実施や開館時に実施できない資料の移動及び集中的な書架の整理を行うため、（２）にお示しした期間・場所のとおり休館といたします。

中央図書館は令和９年１月26日（火曜日）から28日（木曜日）までの３日間、保谷駅前図書館は令和９年２月２日（火曜日）から４日までの３日間、芝久保図書館は令和９年２月16日（火曜日）から18日（木曜日）までの３日間、谷戸図書館は令和９年３月９日（火曜日）から11日（木曜日）までの３日間、柳沢図書館は令和９年２月24日（水曜日）から26日（金曜日）までの３日間、最後に、ひばりが丘図書館は令和９年３月２日（火曜日）から４日（木曜日）までの３日間休館させていただきます。

次に、２、令和８年度西東京市図書館臨時休館日についてでございます。

（１）田無庁舎の受変電設備点検に伴う休館でございますが、点検に伴い、田無庁舎に設置してある図書館管理システムのサーバ機器等が停電により使用できなくなることから、令和８年11月８日（日曜日）に図書館全館を休館といたします。

なお、臨時休館日を設けることに代わり、中央図書館、保谷駅前図書館、柳沢図書館、ひばりが丘図書館の４館につきましては、同月第３金曜日である20日を開館することといたします。一方、芝久保図書館と谷戸図書館につきましては、もともと第３金曜日を開館しているため休館日を開館日に変更する日程確保が困難であることから、休館日の変更はいたしません。休館の周知についてでございますが、市報及び図書館ホームページ、図書館内のポスター掲示等でお知らせしてまいりたいと考えております。

私からは以上となります。

○後藤教育長　報告事項　（３）から（５）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部教育長職務代理者　令和７年度教育相談状況のところで、すみません、一つは一般教育相談の前年比の増減を聞き逃してしまいましたので教えてくださいということと、こういった数字から教育支援課ではどういうことを読み取って、どのように今後の参考にされるのか、具体的なことがあれば教えてください。

○宮崎教育支援課長　まず、一般教育相談、前年度比でございますが、件数といたしましては７件、約１％の増でございます。ほぼ横ばいでございます。全体の傾向といたしましては、スクールソーシャルワーカーによる相談の回数、件数がかなり増えているところでございます。これに関しましては学校からの相談ということが主にございますので、いろいろな課題について未然に、スクールソーシャルワーカーが関わることによって、その学校の中で一緒に解決していくことがかなり多くなってきていると理解してございます。今後も、まず学校で教員の皆さんと一緒に連携しながら対応できる、その体制はさらに強化してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○服部教育長職務代理者　ありがとうございます。教育相談で、学校に行きたくないという子どもがいたときに、まず一番最初は担任への連絡が最初というふうに学校としても思っていらっしゃるのか。ソーシャルワーカーさんへのつなぎはその次の段階になっている現状なのでしょうか。

○宮崎教育支援課長　校内では担任の先生に相談ということが、まず最初にあると思います。先に保護者の方から電話をいただいて、教育相談で相談を開始する場合もございます。そのときに保護者の方の了解をいただいたうえで、学校と連携して対応していくというようにつながっていくこともございます。また、スクールソーシャルワーカーも直接保護者からの御相談も受けられる状況がございますので、今のような形で先に相談が入って、その後、先生方と連携という場合も時にはございます。

○服部教育長職務代理者　ありがとうございました。

○安江委員　令和７年度不登校児童・生徒に関する調査報告についてですけれども、ここにある学年別不登校件数（３年比較）には、それぞれ小学校であれば第１学年から第６学年に進むにつれて人数が、件数が増加している傾向があります。それから中学校に入るときに一気に増えて、中学においても、令和５年度は違いますけれども、第３学年、最高学年が一番多くなっているという傾向が見てとれます。

不登校についてはいろいろな理由があって、それぞれの背景があるとは思いますけれども、この件数、人数の傾向について何か分析されているようなことがあれば教えていただきたいと思います。

○宮崎教育支援課長　学年によって同じ児童・生徒が引き続き不登校になるということだけでなく、例えば低学年などは一旦解決して別の児童・生徒が不登校になっているということもございます。ただ、学年が進行するにつれ、いろいろな課題が増えてくることで不登校が多くなるということがございます。

学校が把握している不登校の主な要因として多く挙げられるのが、例えば学校生活に対してやる気が出ないという相談、不安や抑鬱状態があるというような相談、生活リズムの乱れなど、そのようなことが上位の相談の内容として学校は把握しているところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員　先ほど服部委員からあったスクールソーシャルワーカーのところで、数字を見ると約２倍という数字に、約１万1,373件と。強化した結果、多分相談件数が増えているかと思われます。数字が非常に高い、１万超えている数字になるのですが、対応件数に関しては今全て対応が間に合っている状態なのでしょうか。

○宮崎教育支援課長　相談の対応につきましては直接面談するものもございますし、家庭訪問することもございます。また、教員からの相談を受けるという形もございましていろいろな形式がございますので、例えばその日１日のうちにたくさん件数があった場合などにつきましてはその日だけでなく、後からまた改めて電話などで調整するということもございます。学校に行っている間はなるべく児童・生徒の様子を見たり、先生方と直接話せるような形をとりまして、庁舎に戻ってから他機関との連絡を取るとか、そういう形でなるべく効率よく

運営できる、相談活動ができるような工夫などをしているところでございます。
○佐藤委員　ありがとうございます。
○後藤教育長　ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○後藤教育長　日程第５　その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。
○今井委員　７月15日の児童が亡くなられた交通事故についてですが、事故発生後、早々に教育委員会から経緯等、報告はいただきましたけれども、その後の対応等についてお伺いします。
○福所図書館長　まず私から、事故の概要について改めて説明させていただきます。
　令和８年７月15日（水曜日）午前９時７分ごろ、本市が図書配送業務を委託している事業者の貨物車、こちらが中町交差点で右折時に、横断歩道を青信号で渡っていた小学３年生をはねて死亡させるという事故が発生いたしました。なお、事故の詳細につきましては、現在警察にて捜査中でございます。
　教育委員会の対応といたしまして、同日午後６時より東小体育館にて臨時保護者会を開催させていただきました。時間は午後６時から午後７時30分まで、参加した保護者の数は約300名ということでございます。
　教育委員会からは、おわび、事故の経緯、児童の心の支援、交通安全への取組について説明させていただき、小学校からは、校長により亡くなられた児童への哀悼の意、全校児童への心のケア、教育委員会との連携体制について説明がございました。
　保護者の方々からの質疑応答につきましては約15名の方からございまして、内容といたしましては委託事業者への指導ですとか、自動ブレーキ等安全装置やドライブレコーダーの搭載、通学区域の危険箇所の具体例、児童への安全指導について、今後の保護者との情報共有について、また、学校職員へのねぎらいの意見などをいただきました。
　次に、翌16日の対応になります。まず、児童・生徒への対応といたしまして、当該児童と関わりのあった児童を中心に教育委員会や心理士、また教職員による心理面のケアを実施いたしました。また、登下校時に教育委員会職員と教職員が通学路の見守りを実施いたしました。同日午後１時30分から臨時の校長会を開きまして、こちらのほうでまた事故の概要、交通安全の徹底等を説明させていただいたところでございます。
　私からは以上でございます。
○鈴木教育指導課長　私からは、臨時校長会について補足させていただきます。
　今御説明ありましたとおり、７月16日（木曜日）午後１時30分から臨時校長会を開催させていただきました。事故の経緯とともに、交通安全に係る指導の徹底について、各校長に周知を図ったところでございます。
　以上でございます。
○今井委員　ありがとうございました。今回の事故のことは本当に胸が痛みました。登校時間を過ぎて遅刻するときは保護者と一緒に学校へ来てくださいというふうにお願いされていて、私自身もできる限りそのようにしたいと思っています。ただ、保護者としてはそのことをわ

かっていても、そのとおりにできない日があるという現実もあると思います。安全面というところでパトロールの強化とか、保護者への周知というのももちろん大切だと思うのですけれども、先ほど申し上げたように対応が難しい家庭があるということも踏まえて、それぞれの家庭の状況に応じた無理のない取組になっているかどうかという視点も大切なことなのではないかと思いました。

あと、また今回の出来事を受けて何か新しい対策を考えるということよりも、現在既にある様々な取組が実際の状況に即したものになっているかを一つ一つ見直して改善していくことが、同じような悲しい事故を少しでも防ぐことにつながっていくのではないかなと思っています。

以上です。

○服部教育長職務代理者　事故に遭われた方が３年生ということで、子どもの身長とかいろいろな、体が小柄なお子さんだったとかということもあり得ると思うのですが、低学年の子どもたちは身長がどうしても小さいことで、横断歩道等を渡るときによく見かける、片手をしっかり挙げて渡るという指導がされていることがあるんですけれども、もしかしたらそういう理にかなったというか、手を挙げることで非常に目立ちますので、いつまでかわかりませんが、このことは全市の保護者、学校にショックを与えた事件だと思われますので、このことを機会に、特に低学年のお子さんたちは横断歩道を渡るときにできるだけ、見張っていて管理はできないかもしれないけれども、親や学校からの声がけとして手を挙げて渡りましょうということを徹底されると、少し状況はよくなるのかなと想像しております。

以上です。

○鈴木教育指導課長　今ご指摘いただいたことにつきましては、まず先日の臨時校長会でも、アイコンタクトにより自動車等の運転手が自分に気付いているか確かめるというような、そういったところの周知徹底を図ったところでございます。今いただいた御意見については、さらに手を挙げて自分の存在をある意味アピールする大事な動作かなと思いますので、今後そういった具体的な交通安全指導に生かさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○宍戸委員　感想になると思いますが、日頃から学校でも、交通安全指導というのは本当に口が酸っぱくなるほど言っているところであります。それから、大人の見守りについてもかなりたくさんの配慮をいただいて、学童養護員さんだけではなくて地域の協力者の方とか、いろいろな方に見守っていただきながら子どもたちの安全を守るという体制を整えてきているところではあります。

今回の事故につきましても、そういうところの不備から起きたというよりはちょっと違った形だったのですけれども、これをきっかけに再度、もう一度みんな見直そうということと、学校の子どもたちに、見守ってもらっているからとか大人がいるからとかではなくて、やはり自分の命は自分で守るということをすごくすごく強く言っていかないといけない。今回の場合、特にそうだと思うのです。こういうことじゃなくても、どんなに気を付けていてももらい事故とかがある、そういう状態であるということを子どもたちに危機意識というか、そういうものも併せて指導していってもらいたいというふうに思っています。あわせて、学校

だけじゃなくて各家庭でもそういうような指導をしていただいて。

とにかく、本当に大切な大切な命がなくなって、みんなが悲しい思いをしているけれども、二度と同じことを起こさないためにもみんなでもう一回考えていこうということを、夏休みに入ってしまって学校現場で直接指導はし切れないとは思うんですけれども、この一時のことだけではなくて私たちがみんなで気を付けていって、是非子どもたちが自分の命は自分で守るんだという意識を持って登下校、その他の移動等についてもやっていけるように育てていきたいなというふうに思いました。感想です。

○後藤教育長　ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和８年西東京市教育委員会第７回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午　後　２　時　52　分　閉　会

――

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署　　名　　委　　員